

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年10月15日

【四半期会計期間】 第183期第3四半期（自 平成25年6月1日 至 平成25年8月31日）

【会社名】 日本毛織株式会社

【英訳名】 THE JAPAN WOOL TEXTILE CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐藤 光由

【本店の所在の場所】 神戸市中央区明石町47番地

【電話番号】 神戸(078)333局5050番

（上記は登記上の本店所在地であり、実際の本店業務の大部分は下記で行っております。）

本店事務取扱場所 大阪市中央区瓦町3丁目3番10号  
電話番号 大阪(06)6205局6635番

【事務連絡者氏名】 財經室長 藤原 浩司

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八丁堀1丁目2番8号 タビックスビル内  
日本毛織株式会社 東京支社

【電話番号】 東京(03)3551局1252番（代表）

【事務連絡者氏名】 東京支社長 兼 東京支社総務課長 丹下 昇

【縦覧に供する場所】 日本毛織株式会社 本社  
（大阪市中央区瓦町3丁目3番10号）  
日本毛織株式会社 東京支社  
（東京都中央区八丁堀1丁目2番8号 タビックスビル内）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第182期 第3四半期連結 累計期間	第183期 第3四半期連結 累計期間	第182期
会計期間	自 平成23年12月1日 至 平成24年8月31日	自 平成24年12月1日 至 平成25年8月31日	自 平成23年12月1日 至 平成24年11月30日
売上高 (百万円)	72,378	71,162	97,357
経常利益 (百万円)	4,110	3,903	5,401
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,248	2,201	3,261
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,521	6,672	4,019
純資産額 (百万円)	68,725	75,282	70,046
総資産額 (百万円)	117,496	127,118	117,792
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	29.63	29.05	42.98
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	57.6	58.5	58.8

回次	第182期 第3四半期連結 会計期間	第183期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自 平成24年6月1日 至 平成24年8月31日	自 平成25年6月1日 至 平成25年8月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	5.13	7.41

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高は、消費税等抜きで表示しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況  
1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報）」に記載のとおりであります。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 状況

当第3四半期連結累計期間における経済環境は、依然として輸出の下振れが景気を左右するリスクはあるものの、着実に持ち直しの気配がみられ、自律的回復に向けた動きすら散見されます。

このような情勢のなか、当社グループ（当社及び連結子会社）は経営の機動性や効率性を高め、グループ総合力の更なる向上を目指すために、新たな事業体制を構築し、事業統合によって結集した人財や開発力の融合により、新しい価値の創出に向けて全力を挙げてまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の連結業績は、売上高71,162百万円（前年同期比1.7%減）、経常利益3,903百万円（前年同期比5.0%減）、四半期純利益2,201百万円（前年同期比2.1%減）となりました。

セグメントの概況は以下のとおりです。

なお、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同四半期比較については、前年同四半期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

#### 衣料繊維事業

衣料繊維事業は、ウール（天然繊維）を主素材とした衣料用の素材・商品の開発・製造・卸売りを行っております。

売糸は、前期に販売単価の改定を実施しましたが、内外の需要不振による市況低迷から原糸価格が一段安となり、減収となりました。

学校向け制服素材は、入学商戦向けの出荷が好調で、来年度の商戦に向けての早期備蓄の受注も順調に推移し、ほぼ前年同期並みとなりました。

官公庁向け制服素材は、難燃作業服分野での新規受注など、好材料はあるものの、予算削減という厳しい環境により減収となりました。

一般企業向け制服素材は、大手通信会社、地方銀行、百貨店制服等の大口受注により、ほぼ前年同期並みとなりました。

一般衣料向け素材は、百貨店アパレル向けの春夏物の受注減および大手郊外店向けの出荷のずれ込みにより、減収となりました。

海外向け事業は、北米を中心に高品質レディス素材の拡販を進めましたが、欧州市況の低迷により、減収となりました。

この結果、衣料繊維事業の当第3四半期連結累計期間の売上高は29,469百万円（前年同期比2.7%減）となりました。

#### 産業機材事業

産業機材事業はウールや化合織から製造する、糸・紐・フェルト・不織布など産業用資材・生活用資材の開発・製造・販売、産業用機器の設計・製造・販売および環境・エネルギーシステムの設計・施工・メンテナンスを行っております。

産業用資材は、PM2.5の影響により空調用フィルターが好調となったほか、自動車向け資材も回復を見せ始めましたが、家電向け資材等の減収が大きく、全体では減収となりました。

生活用資材は、ラケットスポーツ用品向けは海外からの受注が増え増収となりましたが、釣糸は引き合いが増加してきたものの上期の不振が大きく減収となりました。

産業向け機械・計測器は、ソーラー設計・施工工事や海外ファクトリーオートメーション機器関連などの新規事業による売上が寄与したものの前期後半の受注減と電源計測器事業の譲渡が影響し、減収となりました。

この結果、産業機材事業の当第3四半期連結累計期間の売上高は12,900百万円（前年同期比18.5%減）となりました。

#### 人とみらい開発事業

人とみらい開発事業は、「街づくり」を主眼とした地域共生型のサービス提供および不動産開発を行っております。

商業施設運営事業は、「ニッケコルトンプラザ」（千葉県市川市）では併設シネマの客足が落ち込んだ影響で一時苦戦しましたが、夏休みシーズンに客足も回復し、不安定な気候に左右されてきた衣料品も婦人服を除き好調に推移しました。これに加え、商業施設運営業務の新規受託も加わり微増収となりました。一方、「ニッケパークタウン」（兵庫県加古川市）では、近隣ショッピングセンターの新規オープンおよび店舗入替等の影響により微減収となりました。

不動産事業は、愛知県弥富地区および稲沢地区の新規土地賃貸が始まり増収となりました。また、前期より事業化に取り組んできたソーラー売電事業を一部開始しました。

スポーツ事業は、テニススクールでは前年同期並みとなりましたが、ゴルフ練習場・ゴルフコースではメガソーラー発電所建設に備えたゴルフコース（兵庫県明石市・加古郡稲美町）の閉鎖および天候不順による来場者の減少により減収となりました。

介護事業は、既存デイサービスの利用者数・客単価増に加え、介護付き有料老人ホーム「ニッケあすも一宮」（愛知県一宮市）、小規模多機能型居宅介護施設「ニッケふれあいセンター犬山」（愛知県犬山市）、同じく「ニッケふれあいセンター小牧」（愛知県小牧市）、認知症デイサービス「ニッケれんげの家犬山」（愛知県犬山市）、新規開業した短期入所生活介護施設「ショートステイニッケかかみ野」（岐阜県各務原市）の売上が寄与したため大幅な増収となりました。

アミューズメント事業は、飲食部門で売上を伸ばしましたが、カラオケ部門の不振を補えず減収となりました。

この結果、人とみらい開発事業の当第3四半期連結累計期間の売上高は12,359百万円（前年同期比14.1%増）となりました。

#### コンシューマー事業

コンシューマー事業は、ブランディングとマーケティングのノウハウを強化した消費財の流通・小売および拠点開発による地域ニーズに対応した商品・サービスの提供を行っております。

寝装事業は、災害用備蓄毛布の販売が堅調に推移するも、需要としては一巡した状況にあり減収となりました。

貿易代行業は、コンテナの輸入設置事業が好調で大幅な増収となりました。

100円ショップ向け卸売事業は、新商品の開発と新規取引先の開拓により増収となりました。

携帯電話販売事業は、スマートフォン市場の拡大と、前期に行った新規出店・移転増床に伴う販売台数の増加が全期間で売上に寄与し増収となりました。

キッズランド事業は、既存3施設が集客を伸ばしたことで増収となりました。

ビデオレンタル事業は、平成23年12月に新たに加わった7店舗が売上に寄与したことにより増収となりました。

なお、個人向け保険契約代理店を営む株式会社ニトーフファミリーが本年3月よりコンシューマー事業本部に加わっており、売上に寄与しております。

また、ペットフード事業を運営しておりましたニッケペットケア株式会社については前期末に他社に譲渡しております。

この結果、コンシューマー事業の当第3四半期連結累計期間の売上高は16,433百万円（前年同期比6.5%増）となりました。

#### (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は「会社の支配に関する基本方針」を定めており、その内容は以下のとおりであります。

#### (株式会社の支配に関する基本方針)

##### 1. 基本方針の内容の概要

当社は、最終的に会社の財務および事業の方針の決定を支配するのは、株主であると考えています。そして株主は、資本市場での株式の自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、会社の経営支配権の移転を伴う株式の買付提案に応じるか否かの最終的な判断は、株主に委ねられるべきものと考えています。

しかし、株式の大量取得行為や買付提案の中には、その目的等から当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復し難い損害をもたらすと判断される場合があることが想定されます。

当社は、このような行為を行う者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。したがって、そのような行為に対しては、当社取締役会が原則として何らかの対抗措置を講じることを基本方針としています。

##### 2. 基本方針の実現に資する取組みの概要

当社は「ニッケグループ中長期ビジョン（NN120ビジョン）」の実現に向けて、各事業領域において重要課題を明確化し、企業価値および株主共同の利益の向上に取り組んでおります。

株主還元策につきましては、株主の利益を重要な課題の一つと考え経営に取り組み、配当を30年以上にわたり無配・減配することなく実施してまいりました。

コーポレートガバナンスへの取組みにつきましては、常に株主利益の立場に立ち「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」を構築することを企業統治の主眼としており、社外取締役の招聘や「アドバイザーボード」の設置をはじめとした諸施策を不断に実施し、企業の透明性と経営の効率性を高めるとともに社会全体から高い信頼を得るべく、更なる強化充実に努めております。

社会的責任につきましては、企業が持続的に成長し発展していくためには「誠実な経営」であることとコンプライアンスレベルを超えて「倫理的に行動すること」が不可欠であるとの認識のもと、全社員が法と社会規範を常に遵守し企業市民としての責任を果たすとともに、高い企業倫理を維持していくことが企業使命であると考えております。また、「地球環境の保全」を企業経営における重要課題の一つと位置づけ、「地球環境委員会」を設置し、CO2削減を目指すべく「省エネルギー・温暖化防止」「省資源・リサイクル促進」「環境汚染防止」をテーマとした環境保全にも取り組んでおります。

##### 3. 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成24年2月24日開催の第181回定時株主総会にて株主の皆様から承認を受け「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を継続導入いたしました。本プランは、大規模買付行為に対して一律に対抗措置を発動する趣旨のものではなく、株主の皆様に対して、株主共同の利益および企業価値の確保・向上の観点から大規模買付行為を受け入れるかどうかの検討に必要な大規模買付者からの情報および当社取締役会の評価・意見を提供し、さらには株主の皆様が熟慮に必要な時間を確保するものであり、これによって株主の皆様が適切な判断を行うことができるようにすることを目的としています。

###### (1)本プランが対象とする大規模買付行為

当社が発行する株券等について保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付行為

###### (2)本プランの概要

###### 大規模買付ルールの概要

###### ( ) 大規模買付者に対する情報提供の要請

買付行為に先立って、当社取締役会は大規模買付者に対し、株主の皆様への判断および当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報（大規模買付情報）の提供を要請します。

###### ( ) 取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了した後、90日を上限として設定した取締役会評価期間において、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、意見等を取りまとめたくうえで株主の皆様へ公表します。なお、大規模買付行為は、当該評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

#### 大規模買付行為がなされた場合の対応

##### ( ) 大規模買付ルールが遵守されない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、その責任において企業価値および株主共同の利益の維持・向上を目的として、新株予約権の無償割当てその他法令および当社定款が取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）の発動を決議します。

##### ( ) 大規模買付ルールが遵守された場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として対抗措置の発動を行いません。ただし、当該大規模買付が本プランに定める類型に該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復しがたい損害をもたらすものと認められる場合には、当社取締役会は対抗措置を発動する決議をすることがあります。この場合、当社取締役会は、決議に先立ってその判断の合理性および公正性を担保するために、特別委員会に対して対抗措置を講じることの是非を諮問します。特別委員会は当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものであるか否かについて十分に評価検討し、当社取締役会に対して対抗措置の発動・不発動の勧告を行います。また、特別委員会が、株主の意思を確認すべき旨を勧告した場合、当社取締役会は、原則として株主意思確認総会における株主投票または書面投票のいずれかを選択して実施します。

この結果を受け、当社取締役会は、善管注意義務に従いその責任により特別委員会からの勧告、株主意思確認総会または書面投票の結果を最大限尊重し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点からすみやかに対抗措置を発動するか否かを決議します。

4. 前記取組みが基本方針に従い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を

目的とするものではないことおよびその理由

##### (1) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、必要な情報や期間を確保し、あるいは当社取締役会が代替案を提示したり買付者と交渉すること等を可能にすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し向上させるという目的をもって導入しております。したがって、本プランの目的に反して、株主の利益を向上させる買収を阻害する等、経営陣の保身を図ることを目的として本プランが利用されることはありません。

##### (2) 恣意的な対抗措置発動の防止

当社は、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行うため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役を中心に構成された「特別委員会」を設置しております。また、本プランは客観的かつ合理的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されているため、当社取締役会による恣意的な発動を防止し、透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

##### (3) 株主意思の反映

本プランは、株主総会において株主の皆様による決議に基づき導入したものであります。なお、本プランには有効期間を3年間とするサンセット条項を付しておりますが、その期間内に本プランを廃止する旨の株主総会決議、取締役会決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。また、当社取締役の任期は1年ですので、取締役の選任を通じて株主の意思を反映することが可能となっております。このように、本プランはデッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではなく、本プランの導入および廃止には株主の意思が十分反映される仕組みとなっております。

#### (3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費は558百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	192,796,000
計	192,796,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年8月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成25年10月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	88,478,858	88,478,858	東京 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式 単元株式数 1,000株
計	88,478,858	88,478,858	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年6月1日～ 平成25年8月31日	-	88,478,858	-	6,465	-	5,064

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。



(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年5月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 12,699,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 74,627,000	74,627	同上
単元未満株式	普通株式 1,152,858		
発行済株式総数	88,478,858		
総株主の議決権		74,627	

【自己株式等】

平成25年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 日本毛織(株)	神戸市中央区明石町 47番地	12,699,000		12,699,000	14.35
計		12,699,000		12,699,000	14.35

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年6月1日から平成25年8月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年12月1日から平成25年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、大阪監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年8月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	13,489	12,689
受取手形及び売掛金	22,260	19,914
商品及び製品	15,193	15,933
仕掛品	6,545	6,945
原材料及び貯蔵品	2,145	2,383
繰延税金資産	1,177	1,288
その他	4,546	4,505
貸倒引当金	142	85
流動資産合計	65,215	63,576
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	22,565	23,205
機械装置及び運搬具(純額)	3,073	3,378
土地	7,386	7,395
建設仮勘定	364	3,200
その他(純額)	583	597
有形固定資産合計	33,973	37,776
無形固定資産		
のれん	321	268
その他	339	366
無形固定資産合計	661	634
投資その他の資産		
投資有価証券	12,341	19,924
長期貸付金	317	218
破産更生債権等	89	90
長期前払費用	225	259
前払年金費用	2,610	2,338
繰延税金資産	405	351
その他	2,091	2,100
貸倒引当金	139	153
投資その他の資産合計	17,942	25,131
固定資産合計	52,577	63,542
資産合計	117,792	127,118

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年8月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,415	9,869
短期借入金	10,775	12,271
1年内償還予定の社債	162	50
未払法人税等	866	1,367
繰延税金負債	38	-
引当金	435	770
その他	7,433	5,708
流動負債合計	30,126	30,038
固定負債		
社債	50	-
長期借入金	4,989	7,634
繰延税金負債	1,219	3,061
退職給付引当金	3,039	3,054
役員退職慰労引当金	85	58
長期預り敷金保証金	7,700	7,463
資産除去債務	337	340
その他	196	185
固定負債合計	17,619	21,798
負債合計	47,746	51,836
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,465	6,465
資本剰余金	4,543	4,543
利益剰余金	65,432	66,257
自己株式	7,574	7,590
株主資本合計	68,867	69,676
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	522	4,212
繰延ヘッジ損益	18	44
為替換算調整勘定	196	406
その他の包括利益累計額合計	343	4,663
少数株主持分	835	942
純資産合計	70,046	75,282
負債純資産合計	117,792	127,118

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年12月1日 至平成24年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年12月1日 至平成25年8月31日)
売上高	72,378	71,162
売上原価	55,591	55,203
売上総利益	16,786	15,959
販売費及び一般管理費	12,813	12,374
営業利益	3,973	3,584
営業外収益		
受取利息	74	92
受取配当金	267	332
為替差益	5	219
その他	251	239
営業外収益合計	599	884
営業外費用		
支払利息	167	138
その他	294	426
営業外費用合計	462	565
経常利益	4,110	3,903
特別利益		
投資有価証券売却益	63	-
負ののれん発生益	212	-
特別利益合計	276	-
特別損失		
固定資産売却損	18	-
固定資産処分損	-	31
抱合せ株式消滅差損	31	-
減損損失	7	-
事業構造改善費用	663	100
特別損失合計	721	131
税金等調整前四半期純利益	3,665	3,771
法人税、住民税及び事業税	1,677	1,797
法人税等調整額	400	339
法人税等合計	1,276	1,458
少数株主損益調整前四半期純利益	2,388	2,313
少数株主利益	139	112
四半期純利益	2,248	2,201

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年12月1日 至 平成24年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年12月1日 至 平成25年8月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,388	2,313
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	177	3,685
繰延ヘッジ損益	23	26
為替換算調整勘定	10	515
持分法適用会社に対する持分相当額	31	130
その他の包括利益合計	132	4,358
四半期包括利益	2,521	6,672
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,378	6,516
少数株主に係る四半期包括利益	143	155

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

(1) 連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、重要性が増したため、安碧克（上海）貿易有限公司およびゴーセン・タイランド社を連結の範囲に含めております。

また、(株)ニッターファミリーは、株式の追加取得により子会社となったため、第1四半期連結会計期間より、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の範囲の重要な変更

(株)ニッターファミリーは、株式の追加取得により連結の範囲に含めたため、第1四半期連結会計期間より、持分法の適用範囲から除外しております。

【会計方針の変更】

(減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、新規に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる当第3四半期連結累計期間の損益への影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年12月1日 至 平成24年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年12月1日 至 平成25年8月31日)
減価償却費	2,573百万円	2,463百万円
のれんの償却額	58	96

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成23年12月1日至平成24年8月31日)

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年2月24日 定時株主総会	普通株式	759	10	平成23年 11月30日	平成24年 2月27日	利益剰余金
平成24年7月10日 取締役会	普通株式	607	8	平成24年 5月31日	平成24年 8月17日	利益剰余金

(2)基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間  
 末後となるもの  
 該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年12月1日至平成25年8月31日)

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年2月26日 定時株主総会	普通株式	757	10	平成24年 11月30日	平成25年 2月27日	利益剰余金
平成25年7月10日 取締役会	普通株式	606	8	平成25年 5月31日	平成25年 8月16日	利益剰余金

(2)基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間  
 末後となるもの  
 該当事項はありません。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成23年12月1日至平成24年8月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万)

円)

	報告セグメント					調整額 (注1)	四半期連 結 損益計算書 計上額 (注2)
	衣料繊維 事業	産業機材 事業	人とみらい 開発事業	コンシュー マー事業	合 計		
売上高							
(1)外部顧客への売上高	30,287	15,824	10,830	15,435	72,378	-	72,378
(2)セグメント間の内部売 上高又は振替高	267	59	868	380	1,575	1,575	-
計	30,555	15,884	11,699	15,815	73,954	1,575	72,378
セグメント利益	1,093	478	3,033	546	5,152	1,178	3,973

(注)1.セグメント利益の調整額 1,178百万円には、セグメント間取引消去0百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,178百万円が含まれております。全社費用は、主にセグメントに帰属しない一般管理費等であります。

2.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年12月1日至平成25年8月31日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万)

円)

	報告セグメント					調整額 (注1)	四半期連 結 損益計算書 計上額 (注2)
	衣料繊維 事業	産業機材 事業	人とみらい 開発事業	コンシュー マー事業	合 計		
売上高							
(1)外部顧客への売上高	29,469	12,900	12,359	16,433	71,162	-	71,162
(2)セグメント間の内部売 上高又は振替高	155	304	668	345	1,473	1,473	-
計	29,625	13,204	13,027	16,778	72,636	1,473	71,162
セグメント利益	784	232	3,035	612	4,665	1,081	3,584

(注)1.セグメント利益の調整額 1,081百万円には、セグメント間取引消去 14百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,066百万円が含まれております。全社費用は、主にセグメントに帰属しない一般管理費等であります。

2.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2.報告セグメントの変更等に関する事項

前連結会計年度において、報告セグメントの区分を「衣料繊維事業」「資材事業」「エンジニアリング事業」「開発事業」「コミュニティサービス事業」「生活流通事業」の6区分としておりましたが、事業運営体制をシナジー発揮や事業展開をより加速しやすい組織へと見直し、第1四半期連結会計期間より「衣料繊維事業」「産業機材事業」「人とみらい開発事業」「コンシューマー事業」の4区分に変更しております。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報は、組織変更後の報告セグメント区分に基づき作成したものを開示しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は以下のとおりであります。なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年12月1日 至平成24年8月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年12月1日 至平成25年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額	29円63銭	29円05銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,248	2,201
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,248	2,201
普通株式の期中平均株式数(千株)	75,898	75,785

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

中間配当金の支払

平成25年7月10日開催の取締役会において、平成25年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当金の支払を決議しました。

中間配当金総額	606百万円
1株当たり中間配当金	8円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成25年8月16日

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年10月9日

日本毛織株式会社

取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 宮本 富雄 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 安岐 浩一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本毛織株式会社の平成24年12月1日から平成25年11月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年6月1日から平成25年8月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年12月1日から平成25年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本毛織株式会社及び連結子会社の平成25年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。